

○三島市立公民館条例施行規則

平成8年10月14日

教委規則第4号

改正 平成10年3月31日教委規則第1号

平成14年3月28日教委規則第5号

平成16年11月26日教委規則第5号

平成29年4月13日教委規則第6号

三島市立公民館条例施行規則(昭和48年三島市教育委員会規則第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市立公民館条例(平成8年三島市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 三島市立公民館(以下「公民館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時(月曜日(三島市立中郷公民館にあっては、日曜日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(三島市立中郷公民館にあっては、午後5時)までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日(三島市立中郷公民館にあっては、月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日))

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

(使用承認の申請等)

第4条 条例第6条第1項の規定により公民館を使用しようとする者は、様式第1号による三島市立公民館使用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の受付期間は、使用しようとする日(その日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下「使用日」という。)の属する月の3月前から使用日の3日前までとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認等)

第5条 教育委員会は、公民館の使用を承認したときは、様式第2号による三島市立公民館使用承認書(以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

2 前項の使用承認書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、公民館を使用するときは、使用承認書を携帯し、公民館の職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の中止等の申請)

第6条 使用者は、その使用を中止し、又は変更する場合には、あらかじめ、様式第3号による三島市立公民館使用中止(変更)申請書に使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(職員の立入り)

第7条 職員は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の多目的ホール、学習室等の施設に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことはできない。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、使用を終わったときは、直ちに、備品等を所定の位置に戻し、様式第4号による三島市立公民館使用報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (2) 教育委員会の許可を受けずに広告物、印刷物等の掲示又は配布をしないこと。
- (3) 施設、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (4) 教育委員会の許可を受けずに火気等を使用しないこと。
- (5) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (6) 入場者に次条各号に掲げる行為をさせないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第10条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発すること等により他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 動物(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (5) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 教育委員会が定めた場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 教育委員会が定めた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (8) その他教育委員会が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三島市立公民館条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第4

条第1項の規定によりされている申請は、改正後の三島市立公民館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項の規定によりされた申請とみなす。

- 3 改正前の規則第5条の規定により交付された許可書は、改正後の規則第5条第1項の規定により交付された承認書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成10年教委規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第5号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成16年教委規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第10条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第6号)

- 1 この規則は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

三島市立公民館使用承認申請書

三島市教育委員会 あて

年 月 日

受付番号	
利用者番号	
団体名	
代表者	
代表者住所	
電話番号	

三島市立 公民館を使用したいので、次のとおり申請します。

No.	使用施設	使用日時	使用附属設備等
使 用 料	基本使用料	円	減免事由 利用目的・備考
	附属設備等	円	
	納入済額	円	
	減免額	円	
	合計	円	

様式第2号(第5条関係)

三島市立公民館使用承認書

年 月 日

受付番号	
利用者番号	
団体名	
代表者	様
代表者住所	
電話番号	

三島市教育委員会 印

三島市立 公民館の使用について、次のとおり承認します。

No.	使用施設	使用日時	使用附属設備等
使 用 料	施設	円	減免事由 利用目的・使用条件・備考
	附属設備等	円	
	納入済額	円	領収
	減免額	円	
	合計	円	

様式第3号(第6条関係)

受付番号	第 号
受付年月日	年 月 日

三島市立公民館使用中止(変更)申請書 年 月 日 三島市教育委員会 へ 申請者 団体名 代表者 代表者住所 電話番号 次のように使用を中止(変更)したいので申請します。			
公民館の名称	公民館	承認年月日	年 月 日
使用中止(変更)の理由			
備考			

様式第4号(第8条関係)

三島市立公民館使用報告書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 三島市教育委員会 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 団 体 名 代 表 者 申請者 代表者住所 電 話 番 号 </div> 次のとおり使用したので報告します。							
公民館の名称	公民館						
使用施設	使用附属設備等						
使用目的							
使用日時	年 月 日()午 ^前 後 時から						
	年 月 日()午 ^前 後 時まで						
使用人数	人						
片付け等の確認 (下欄に○印を付けてください。)	掃除	机椅子等の片付け	冷暖房の点検	照明の点検	ガスの点検	戸締り	使用設備等の返却
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>